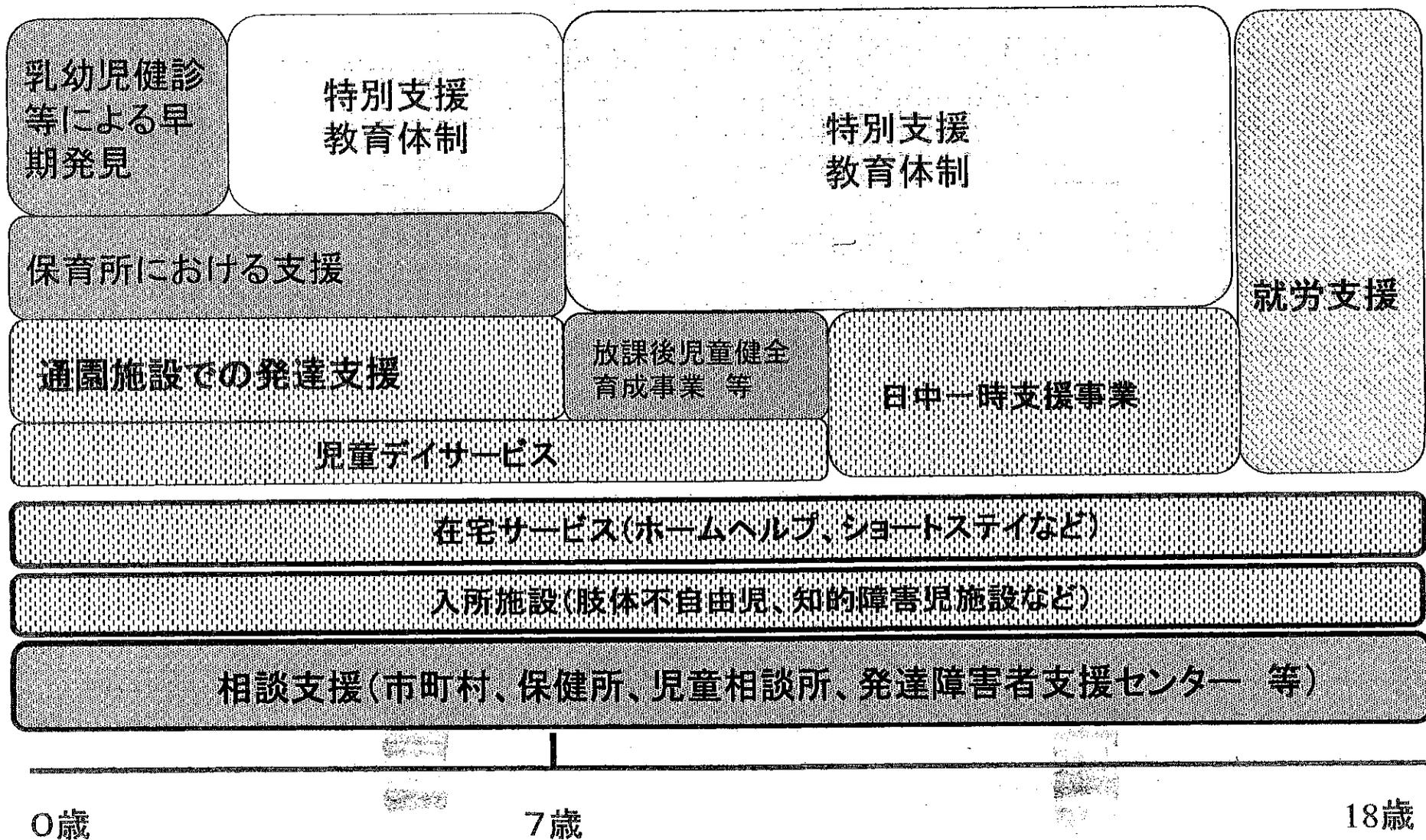


資 料

○障害児支援	1
○サービス体系	14
○地域生活支援事業	19
○その他	25
▪ 障害程度区分	
▪ 自立支援医療	
▪ 発達障害者施策	

障害児の支援体制について

対象児童: 肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など

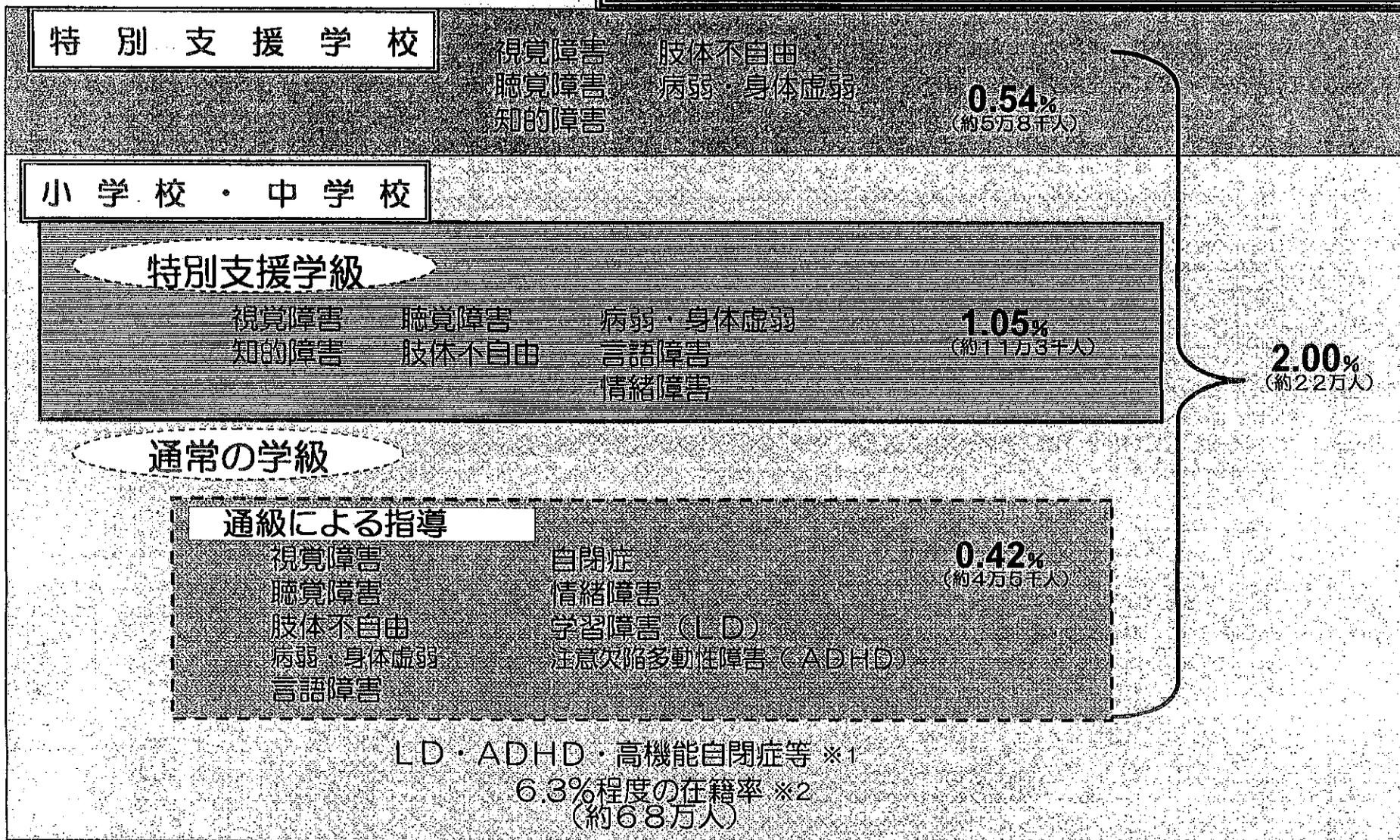


特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1082万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

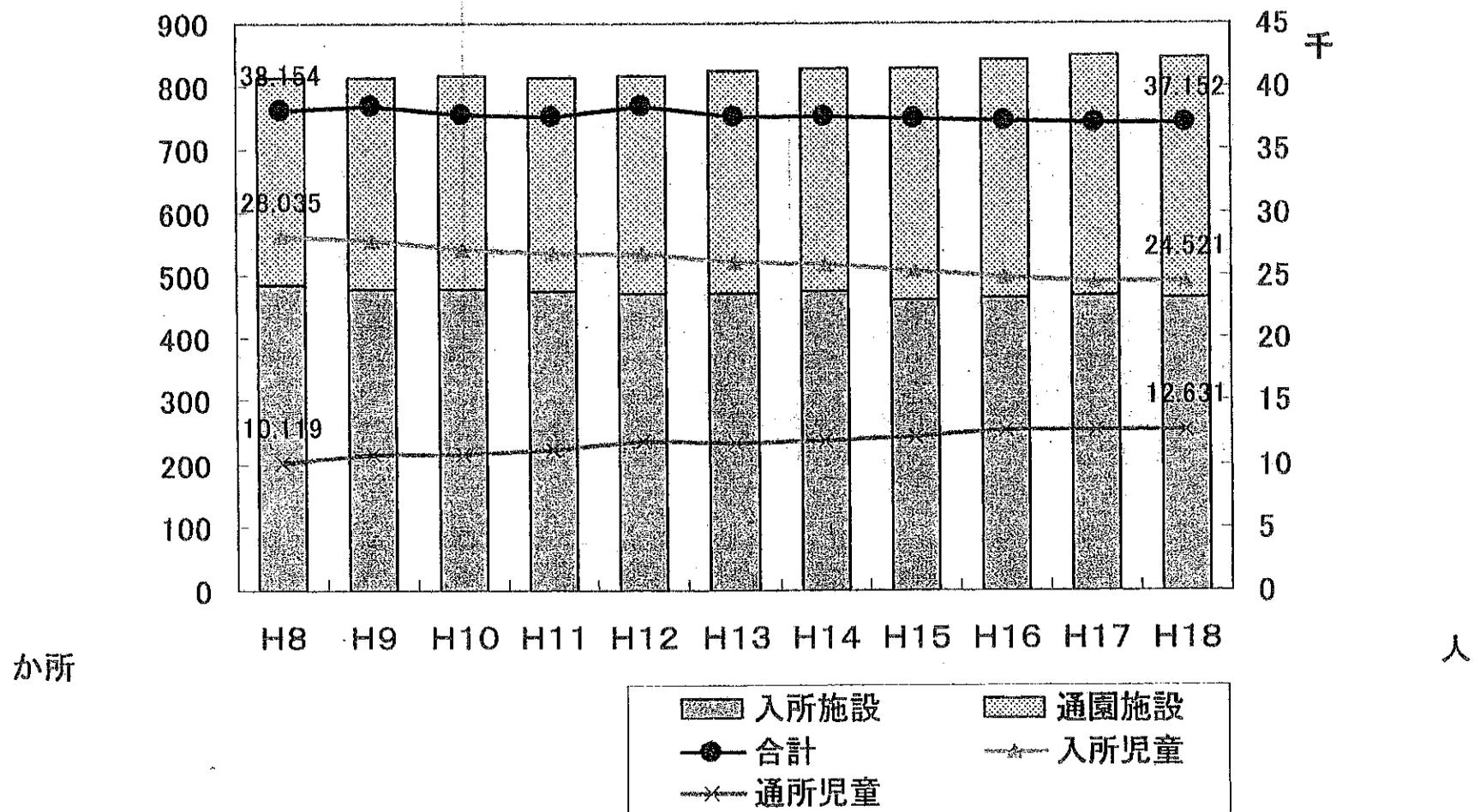


※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

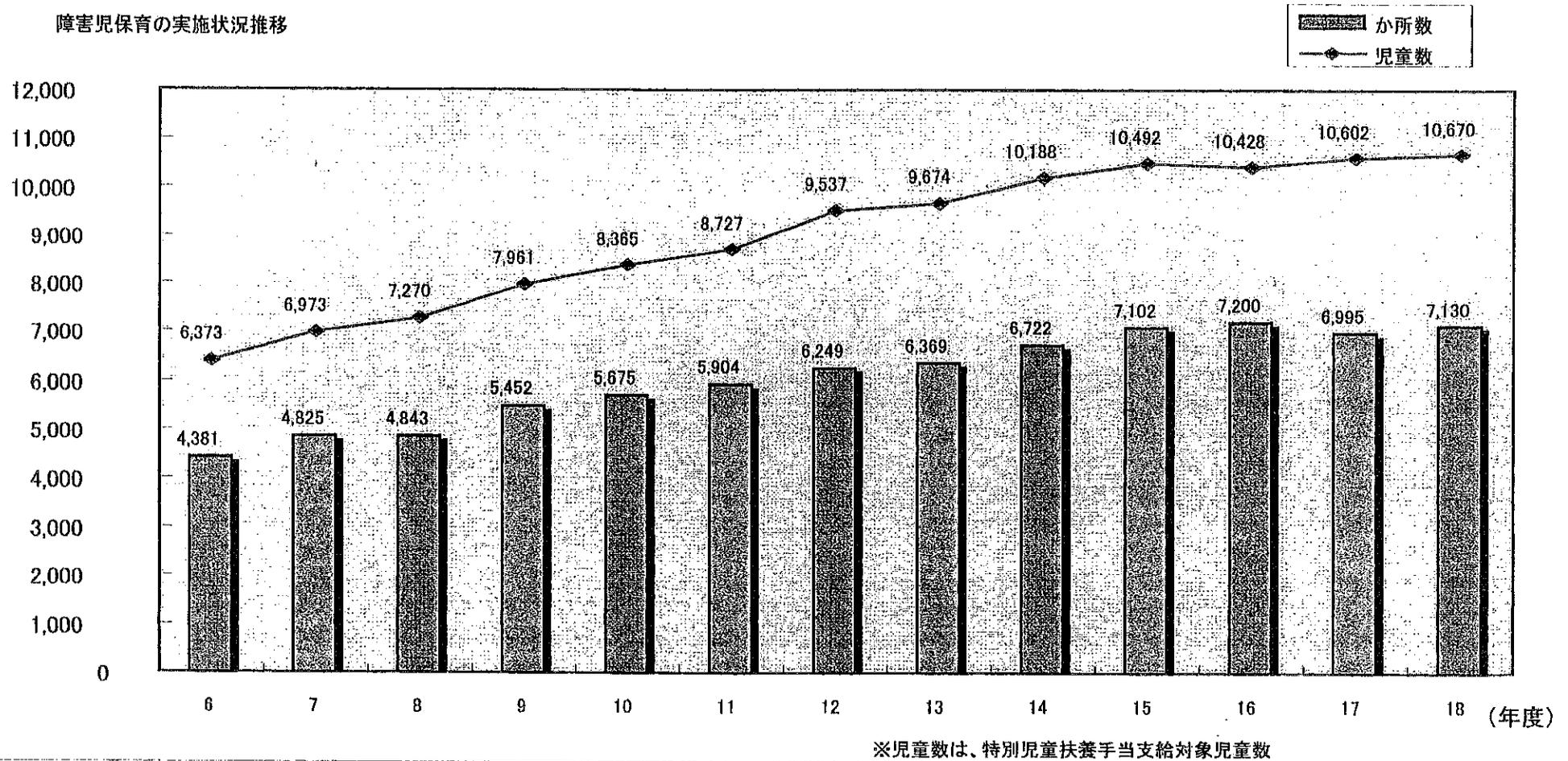
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づいたものであり、医師の診断によるものではない。

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移



障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

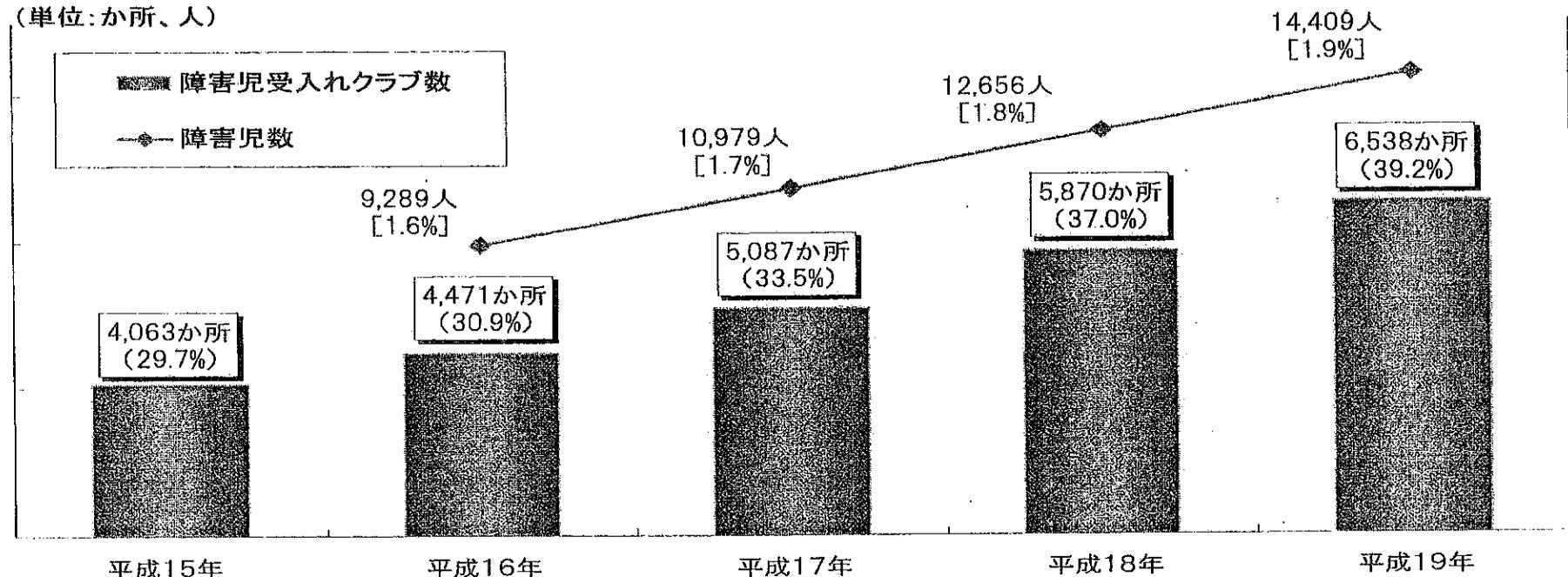
※()は対前年度増減数
 ※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ状況

〈放課後児童クラブの概要〉

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に修学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

(単位:か所、人)



(注) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合である。

〈厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ〉

受入れに対する経費の補助 〈障害児受入推進事業〉

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進を図るため、障害児対応の指導員を各クラブに配置するための経費。(平成20年度予算 1クラブ当たり年額1,421,000円)

障害児施設等の体系

入所施設：467カ所（24,527人） 通所施設：378カ所（12,335人） 児童デイサービス：1092カ所（32,329人）

		根拠法令	施設の性格
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62カ所 2,730人
		通所施設	肢体不自由児療護施設 6カ所 237人
	視覚・聴覚・言語障害	入所施設	肢体不自由児通園施設 99カ所 2,608人
		通所施設	盲児施設 10カ所 137人
	重複(身・知)障害	入所施設	ろうあ児施設 13カ所 165人
		通所施設	難聴児通園施設 25カ所 746人
		入所施設	重症心身障害児施設 115カ所 11,215人
		入所施設	知的障害児施設 254カ所 9,808人
	知的障害児	入所施設	自閉症児施設 7カ所 235人
		通所施設	知的障害児通園施設 254カ所 8,981人
児童デイサービス		知的障害児施設 254カ所 8,981人	
三障害	児童デイサービス	児童デイサービス 1,092カ所 32,329人	

根拠法令	施設の性格
児童福祉法第43条の3	肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識、技能を与える。
児童福祉法第43条の3（最低基準第68条）	病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における療育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
児童福祉法第43条の3（最低基準第68条）	肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。
児童福祉法第43条の2	視覚障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
児童福祉法第43条の2	聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。
児童福祉法第43条の2（最低基準第60条）	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。
児童福祉法第43条の4	重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。
児童福祉法第42条	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
児童福祉法第42条（最低基準第48条）	自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
児童福祉法第43条	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
障害者自立支援法第5条第7項	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。

※施設数及び在所者数は、平成18年10月1日現在(平成18年度社会福祉施設等の調査の概況より。)

(参考) 児童養護施設等について

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
乳児院	児童福祉法 第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退所したのものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	120か所	3, 143人
保育所	児童福祉法 第39条	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設。	22, 720か所	2, 118, 352人
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設。	4, 718か所 (児童館)	—
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。	559か所	30, 764人
情緒障害児 短期治療施設	児童福祉法 第43条の5	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。	31か所	1, 131人
児童自立 支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したのものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	58か所	1, 836人
幼稚園	学校教育法 第22条	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。	13, 723か所	1, 705, 402人

障害児施設の利用者の年齢構成について(入所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年期 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
肢体不自由児施設	31.3%	59.9%	8.9%
肢体不自由児療護施設	9.7%	43.5%	46.8%
盲児施設	5.8%	81.0%	13.1%
ろうあ児施設	12.1%	81.2%	6.7%
重症心身障害児施設	2.8%	10.1%	87.1%
知的障害児施設	3.2%	56.8%	40.1%
自閉症児施設	3.4%	67.2%	29.4%

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

障害児支援に関する現行制度

サービス分野	根拠法	実施主体	備考
<p style="text-align: center;">在宅</p> <p>(居宅介護・児童デイサービス等)</p>	<p>障害者自立支援法</p>	<p>市町村</p>	<p>障害種別による区別なし</p>
<p style="text-align: center;">通所</p> <p>(知的障害児通園施設・肢体不自由児施設 等)</p>	<p>児童福祉法</p>	<p>都道府県</p> <p>指定都市</p> <p>児童相談所設置市</p>	<p>障害種別による区別あり</p> <p>(例)</p> <p>知的障害児通園施設: 知的障害</p> <p>重症心身障害児施設: 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複 等</p>
<p style="text-align: center;">入所</p> <p>(重症心身障害児施設・知的障害児施設 等)</p>			

障害児施設などの実施主体

<保育所>

(児童福祉法)

<児童養護施設>

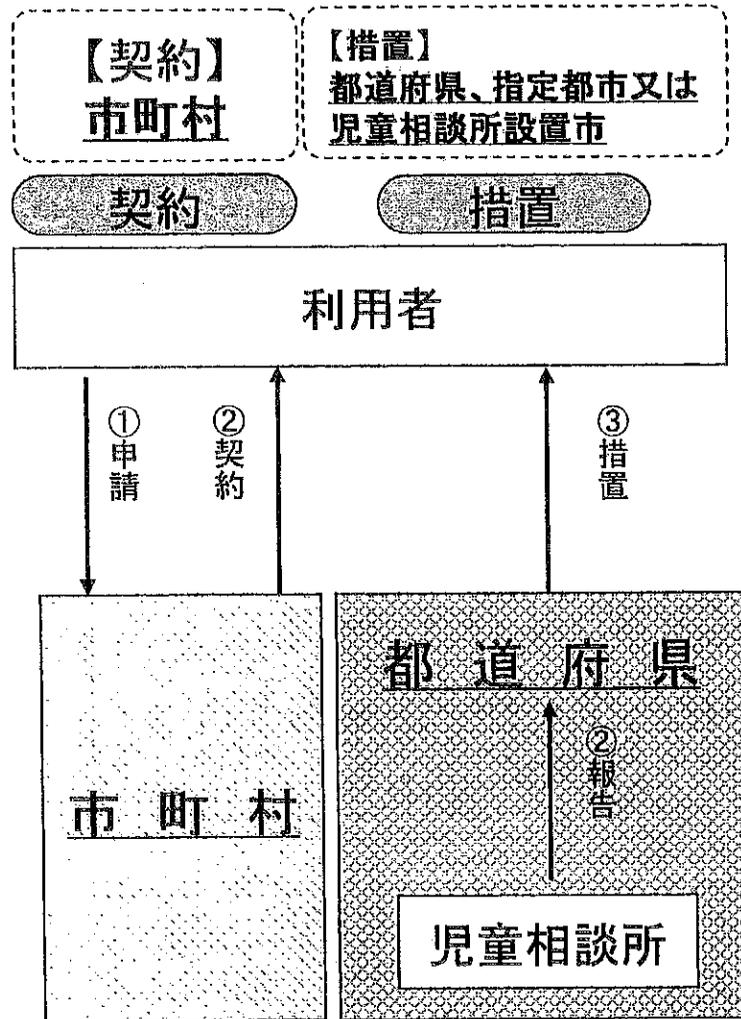
(児童福祉法)

<障害児>

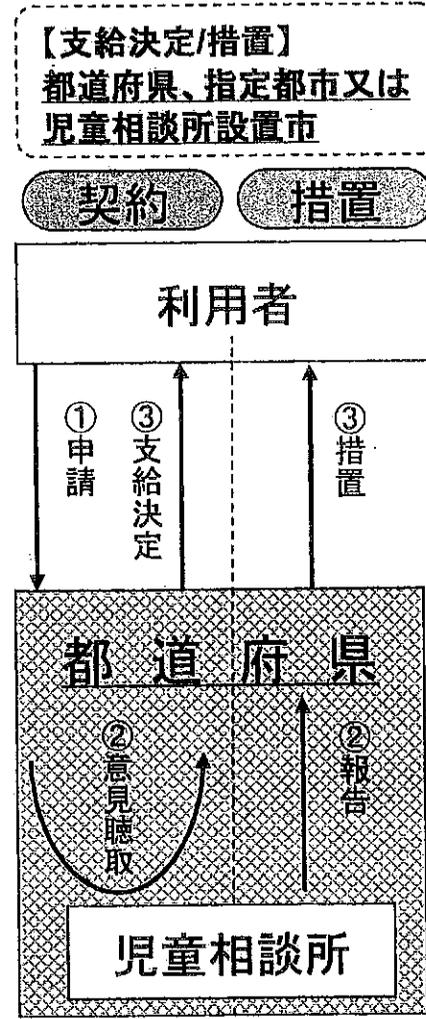
(児童福祉法)

<障害者>

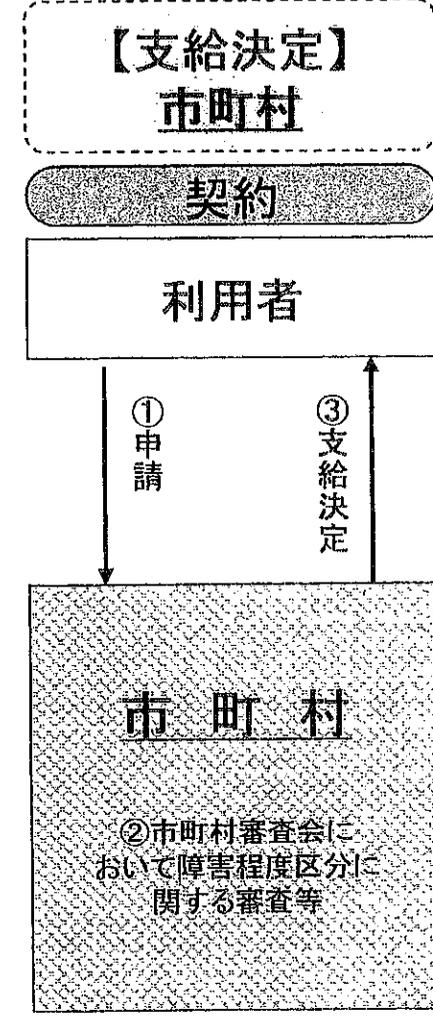
(障害者自立支援法)



※ 市町村に通告する場合もある。



※ 市町村に通告する場合もある。



障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法の抜本の見直し(報告書)(抄)

平成19年12月7日

与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

障害児のサービス体系の在り方については、児童の福祉の向上、自立支援、障害児を抱える家族の支援、保育施策など児童に対する一般施策や特別支援教育との連携の強化等の視点から検討。その際、児童相談所による措置との関係や、障害児のサービスの実施主体の在り方にも留意。

障害児支援の見直しに関する検討会の開催について

検討会の開催状況

- 第1回 日時：3月18日（火）
議題：現行の障害児支援施策等 について
- 第2回 日時：4月15日（火）
議題：関係団体からヒアリング
- 第3回 日時：4月25日（金）
議題：関係団体からヒアリング
- 第4回 日時：5月12日（月）
議題：障害の早期発見・早期対応策について
就学前の支援策について
- 第5回 日時：5月30日（金）
議題：就学前の支援策について
学齢期・青年期の支援策について
- 第6回 日時：6月10日（火）
議題：ライフステージを通じた相談・支援 について
家族支援の方策について
- 第7回 日時：6月16日（月）
議題：入所施設の在り方について
行政の実施主体について
- 第8回 日時：6月24日（火）
議題：論点整理

(メンバー)

- いちかわ ひろのぶ
市川 宏伸 (都立梅ヶ丘病院長)
- かしわめ れいほう
◎柏女 霊峰 (淑徳大学教授)
- きたうら まさこ
北浦 雅子 (全国重症心身障害児(者)を守る会会長)
- きみづか まもり
君塚 葵 (全国肢体不自由児施設運営協議会会長)
- さかもと まさこ
坂本 正子 (甲子園短期大学教授)
- さかもと ゆうのすけ
坂本 祐之輔 (東松山市長)
- しばた ひろや
柴田 洋弥 (日本知的障害者福祉協会政策委員会委員長)
- すえみつ しげる
末光 茂 (日本重症児福祉協会常務理事)
- そえじま ひろかつ
副島 宏克 (全日本手をつなぐ育成会理事長)
- たなか まさひろ
田中 正博 (全国地域生活支援ネットワーク代表)
- なかじま たかのぶ
中島 隆信 (慶應義塾大学客員教授)
- はしもと かつゆき
橋本 勝行 (全国肢体不自由児者父母の会連合会会長)
- まつや かつひろ
松矢 勝宏 (目白大学教授)
- みやざき ひでのり
宮崎 英憲 (東洋大学教授)
- みやた ひろよし
宮田 広善 (全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長)
- やまおか しゅう
山岡 修 (日本発達障害ネットワーク副代表)
- わたなべ けんいちろう
渡辺 顕一郎 (日本福祉大学教授)

※ 開催時期等：平成20年3月から7月までを目途とする。

以上 17 名

障害児支援施策の検討項目

【見直しの基本的な視点】

- ◇ 子どもの自立に向けた発達支援
- ◇ 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ◇ 家族を含めたトータル支援
- ◇ できるだけ子ども・家庭にとって身近な地域における支援

【具体的な検討事項】

1. 障害の早期発見・早期対応策
2. 就学前の支援策
3. 学齢期・青年期の支援策
4. ライフステージを通じた相談支援の方策
5. 家族支援の方策
6. 入所施設のあり方
7. 行政の実施主体
8. その他

障害福祉サービスの体系

<旧サービス>

(支援費制度等)

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(※)

<新サービス>

(障害者自立支援法)

訪問系

【介護給付】

- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 児童デイサービス
- 重度障害者等包括支援
- ショートステイ(短期入所)

日中活動系(昼間)

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型、B型)

【地域生活支援事業】

- 地域活動支援センター

居住系(夜間)

【介護給付】

- 共同生活介護
- 施設入所支援

【訓練等給付】

- 共同生活援助

【地域生活支援事業】

- 福祉ホーム

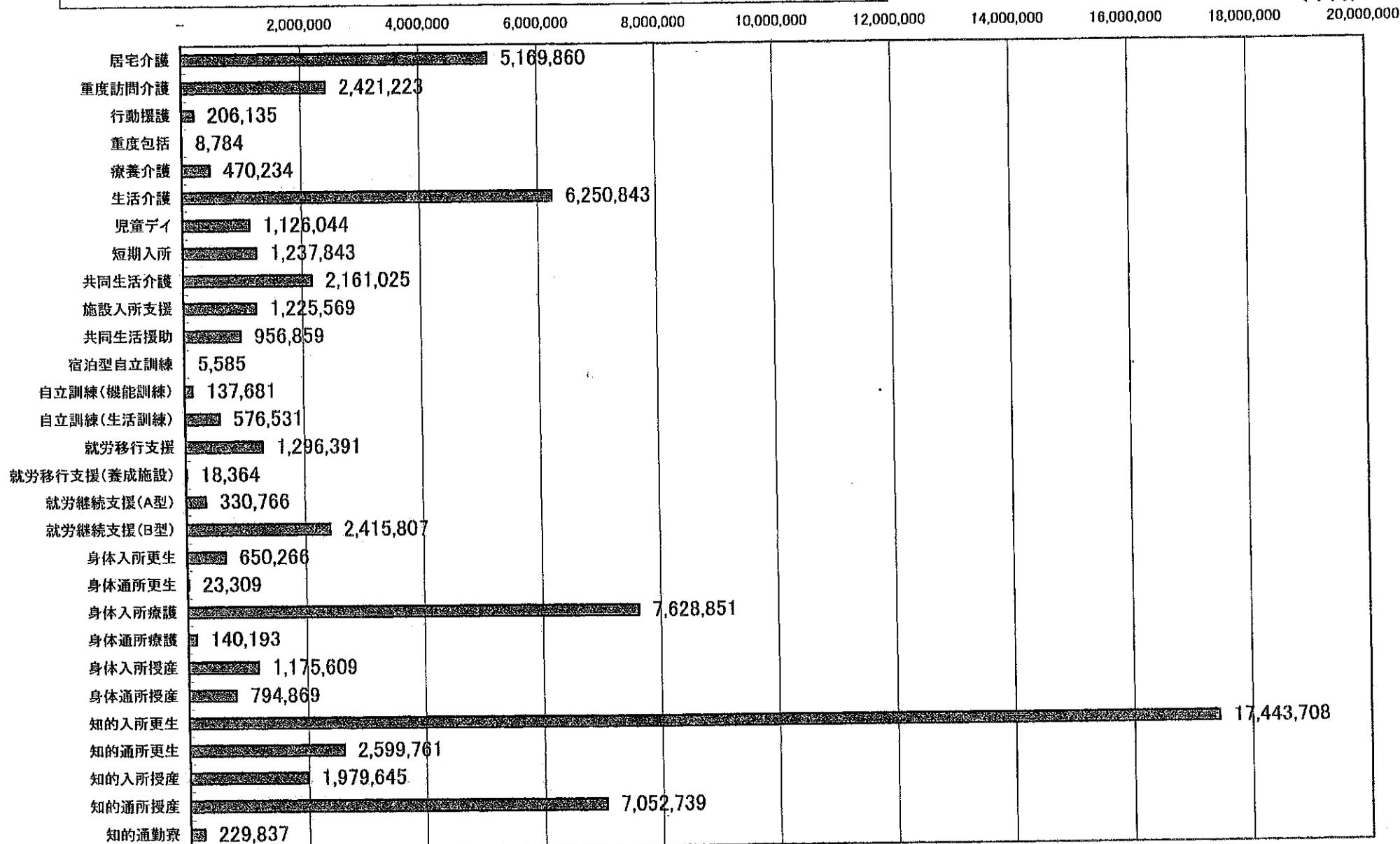
※概ね5年程度の経過措置期間内に移行

※この他、地域生活支援事業として移動支援等を制度化

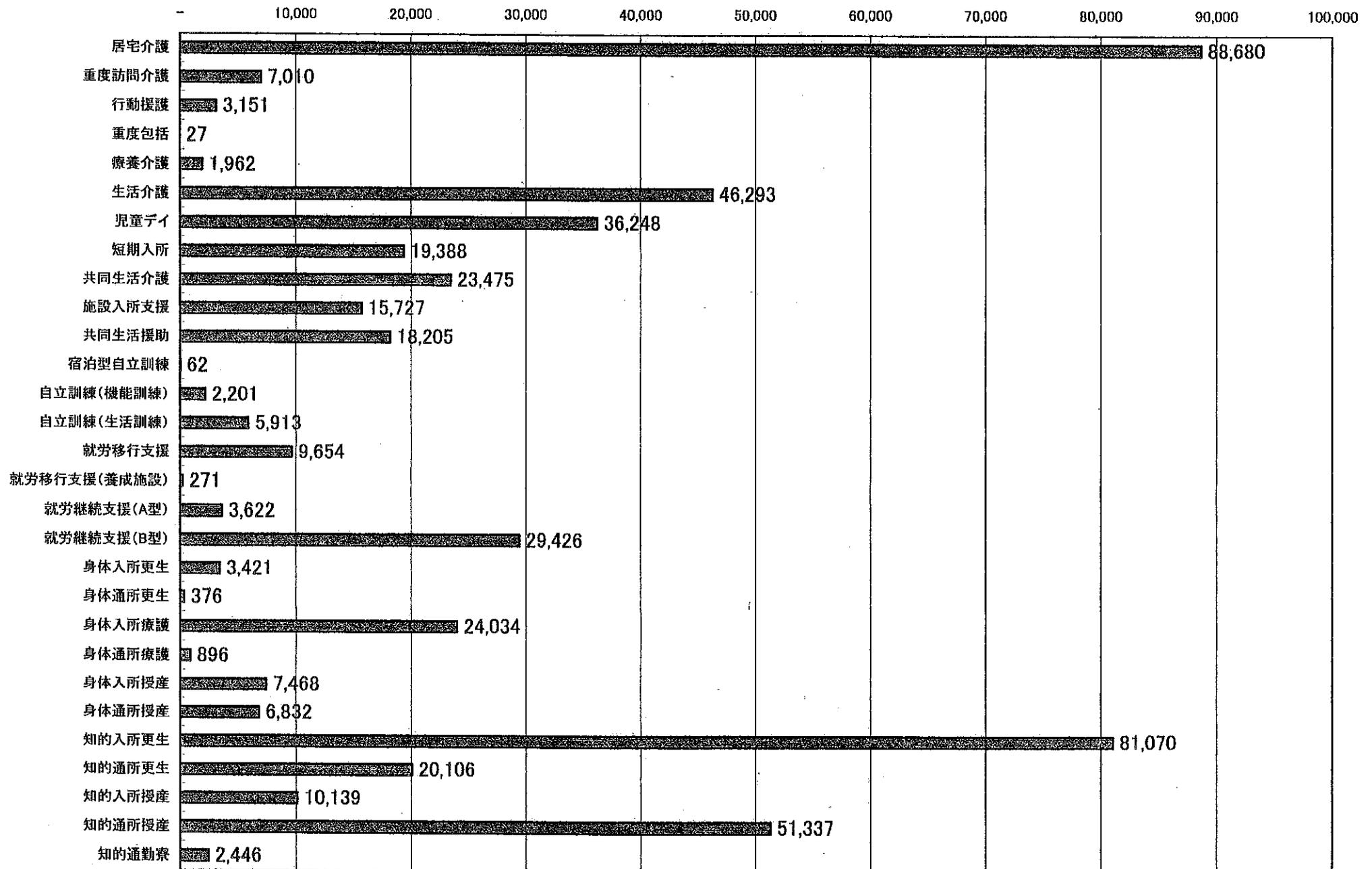
サービス種類別の総費用額(平成20年2月分)

※「障害者自立支援支払等システム」を通じて請求・支払等を行ったデータの速報値

(千円)

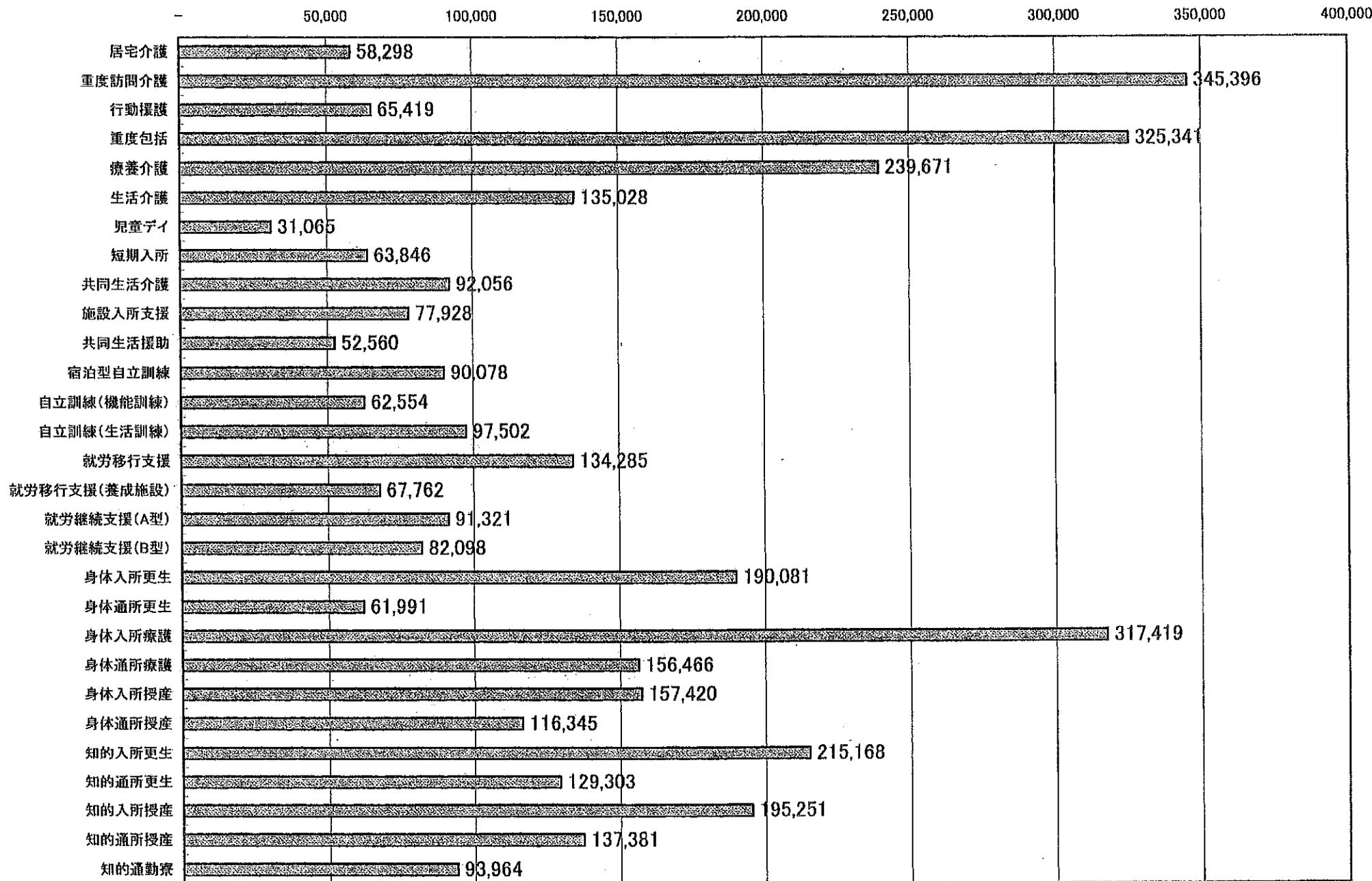


サービス種類別の利用者数(平成20年2月分)



サービス種類別の一人あたり費用額(平成20年2月分)

(円)



経営実態調査について

【調査対象】

- ◇ 全国約17,000か所の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、相談支援事業所、特定旧法指定施設及び知的障害児施設等

【調査項目】

- ◇ 平成19年度における以下の状況
 - ・サービスの提供状況(開所日数、利用者数 等)
 - ・収支の状況
 - ・従事者の配置状況(職種別)
 - ・給与の状況(職種別) 等

【調査スケジュール】

- ◇平成20年 3月末 調査票の発送
(現在、回収作業中)

秋頃 調査結果の集計・分析

地域生活支援事業

【事業の目的】

- 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施。もって、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

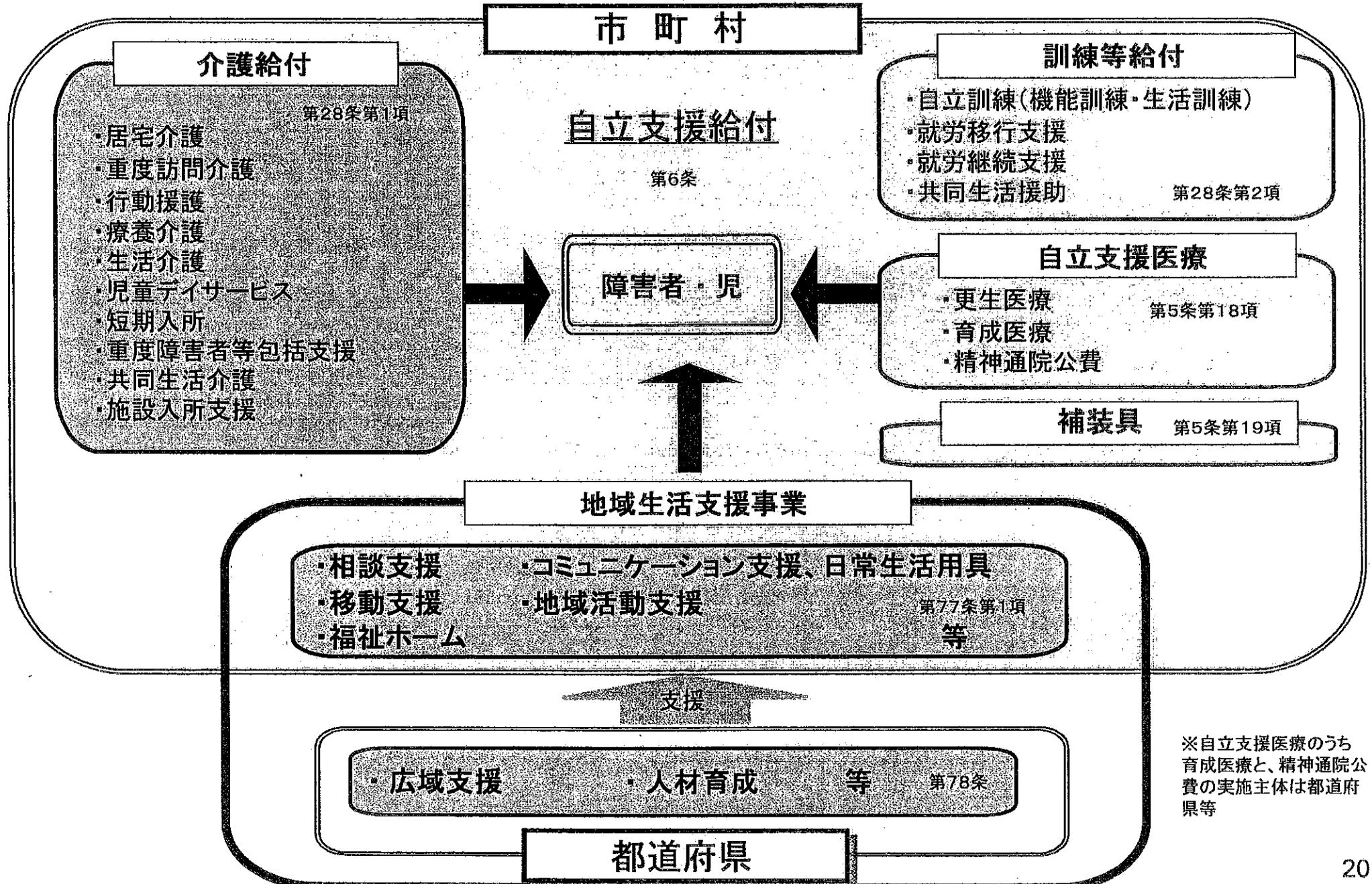
【事業の性格】

- 1 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
 - [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
 - [柔軟な形態] ① 委託契約、広域連合等の活用
 - ② 突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
 - ③ 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- 2 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- 3 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる
- 4 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【自立支援給付と地域生活支援事業】

- 定性的、個別的なニーズに対応する事業 → 自立支援給付
- 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業 → 地域生活支援事業

障害者自立支援法の給付・事業



※自立支援医療のうち育成医療と、精神通院公費の実施主体は都道府県等

地域生活支援事業一覧

市町村事業

都道府県事業

1 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 市町村相談支援機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- (4) 成年後見制度利用支援事業

2 コミュニケーション支援事業【手話通訳者、要約筆記者派遣等】

3 日常生活用具給付等事業【移動用リフト、拡大読書器、聴覚障害者用屋内信号装置等】

4 移動支援事業

5 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

6 その他の事業

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 盲人ホーム事業
- (3) 訪問入浴サービス事業
- (4) 身体障害者自立支援事業
- (5) 重度障害者在宅就労促進特別事業
（バーチャル工房支援事業）
- (6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
- (7) 知的障害者職親委託制度
- (8) 生活支援事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 社会参加促進事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 高次脳機能障害支援普及事業
- (4) 障害児等療育支援事業《交付税》

2 広域的な支援事業

都道府県相談支援体制整備事業

3 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 手話通訳者養成研修事業
- (6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練事業

4 その他の事業

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 盲人ホーム事業
- (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業
（バーチャル工房支援事業）
- (4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業
- (5) 生活訓練等事業
- (6) 情報支援等事業
- (7) 障害者IT総合推進事業
- (8) 社会参加促進事業

※ 下線は必須事業

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471 / 1, 843
実施市町村割合	79. 82%

	H18. 10~19. 3
	1, 462 / 1, 827
	80. 02%



	H19. 4~20. 3
	1, 569 / 1, 818
	86. 30%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10
実施市町村数	502 / 1, 843
実施市町村割合	27. 24%

	H18. 10~19. 3
	1, 058 / 1, 827
	57. 91%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10
実施市町村数	338 / 1, 843
実施市町村割合	18. 34%

	H18. 10~19. 3
	439 / 1, 827
	24. 03%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180 / 1, 843
実施市町村割合	9. 77%

	H18. 10~19. 3
	463 / 1, 827
	25. 34%

	H18. 10~19. 3
	1, 112 / 1, 827
	60. 86%



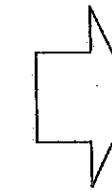
	H19. 4~20. 3
	1, 414 / 1, 818
	77. 78%

※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724 / 1, 843
実施市町村割合	93. 54%

	H18. 10~19. 3
	1, 746 / 1, 827
	95. 57%



	H19. 4~20. 3
	1, 797 / 1, 818
	98. 84%

(注1) H19. 4~H20. 3は速報値のため、今後変更があり得る。

(注2) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

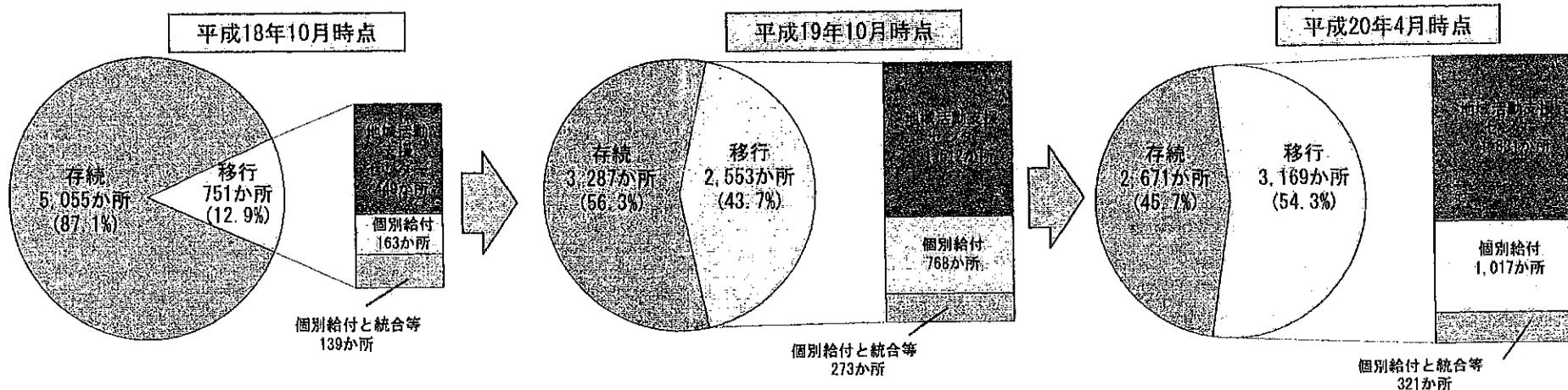
(注3) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 818市町村)はH20. 1. 15時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成20年4月時点では54.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

	平成18年10月時点	平成19年10月時点	平成20年4月時点
平成18年4月時点 小規模作業所 5,676か所	移行状況	か所数	割合
	移行	751か所	12.9%
	地域活動支援センター	449か所	7.7%
	個別給付事業	163か所	2.8%
	個別給付事業との統合等	139か所	2.4%
小規模作業所のまま存続	5,055か所	87.1%	
合計	5,806か所	100.0%	
廃止	27か所	—	
		平成19年10月時点	
		か所数	割合
		2,553か所	43.7%
		1,512か所	25.9%
		768か所	13.2%
		273か所	4.7%
		3,287か所	56.3%
		5,840か所	100.0%
		45か所	—
			平成20年4月時点
		か所数	割合
		3,169か所	54.3%
		1,831か所	31.4%
		1,017か所	17.4%
		321か所	5.5%
		2,671か所	45.7%
		5,840か所	100.0%
		33か所	—



障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書) (抄)

平成19年12月7日
与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、地域の特性を踏まえつつ、サービスの均てん化を図る観点から、実施状況を検証の上、必要な対応。

障害者自立支援法の障害程度区分について

「障害程度区分」とは、支援サービスの必要度^(注)を表す6段階の区分

非該当
区分1
区分2
区分3
区分4
区分5
区分6

必要度 低い



必要度 高い

支援費制度

支援費制度施行後、給付費が大幅に増大したが、全国共通の利用ルールがなく、支給決定プロセスが不透明

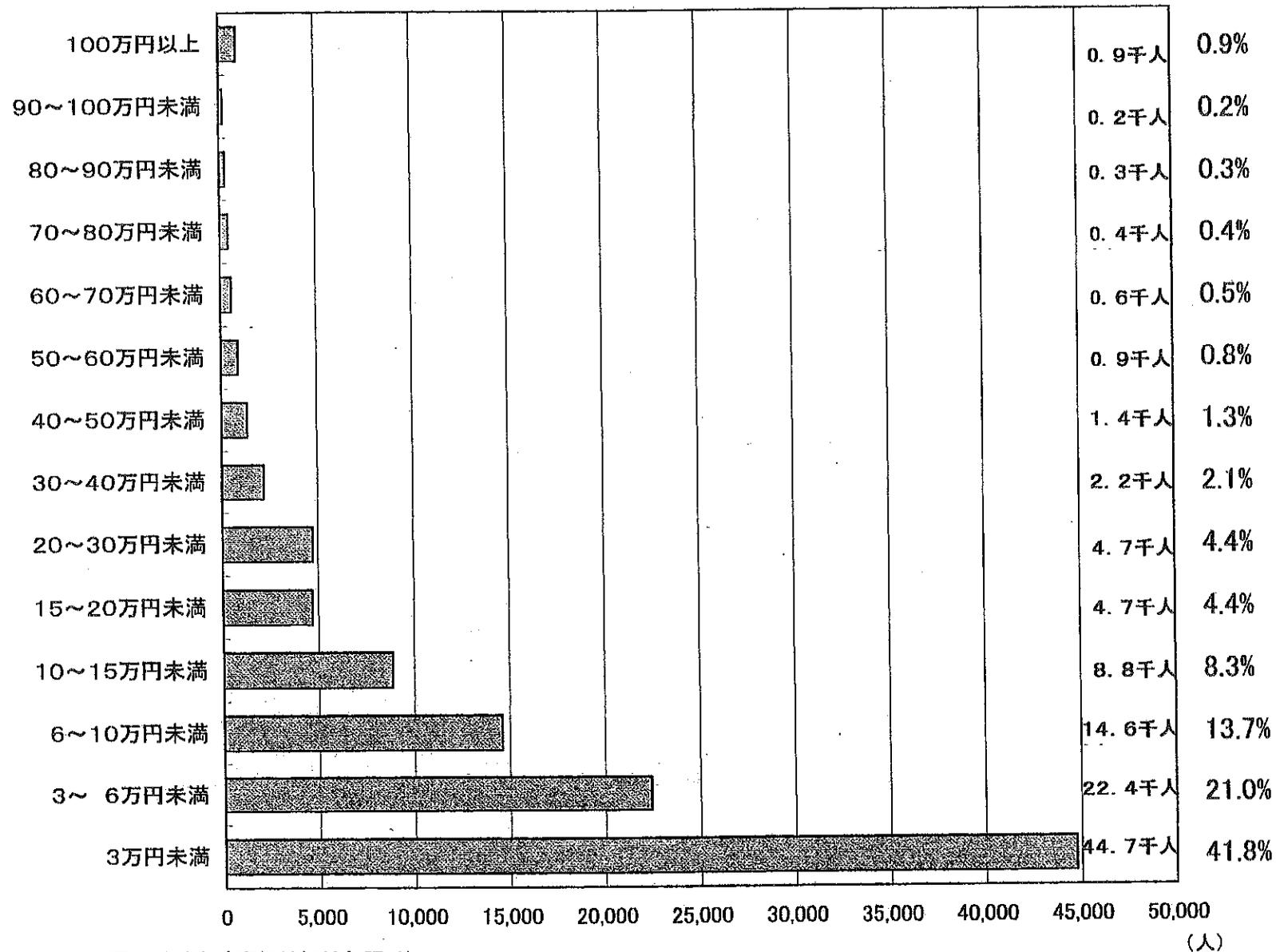
障害者自立支援法

- 支援の必要度を計る客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

注)介護給付に係るサービスを対象としている

ホームヘルプサービスの「利用額ごとの利用者数分布」

利用額階層別の利用者数分布(身障・知的・精神・児童) 約10.7万人

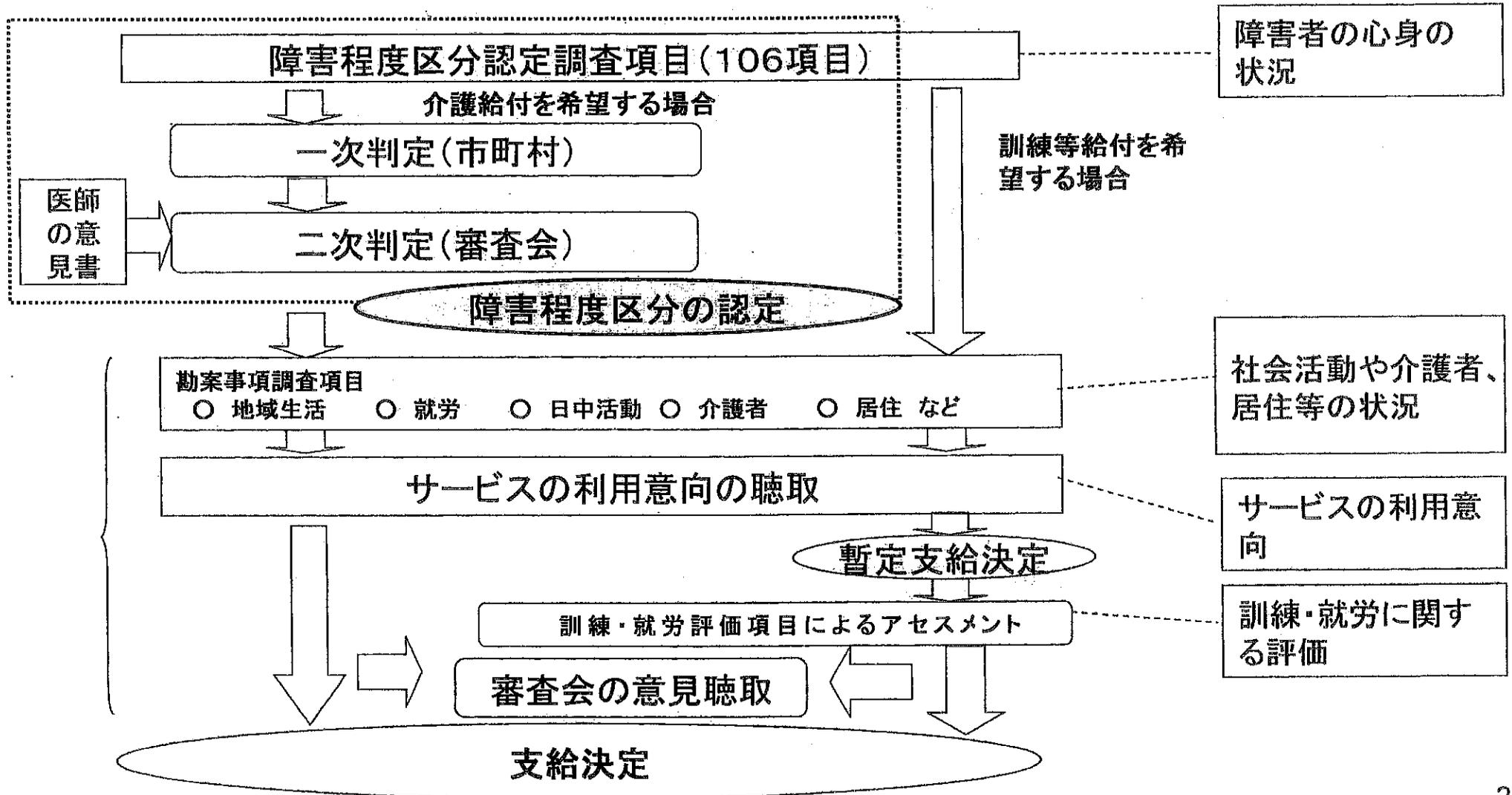


全利用者数に占める割合

(※)平成16年10月実績(厚生労働省障害保健福祉部調べ)

障害程度区分の位置付け

市町村において、障害者の心身の状況を障害程度区分として認定し、これに加えて①社会活動や介護者、居住等の状況、②サービスの利用意向、③訓練・就労に関する評価を踏まえて、支給決定を行う。



障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）（抄）

平成19年12月7日
与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

Ⅲ 見直しの方向性

4 障害程度区分認定の見直し

- 障害程度区分認定の見直しについては、早急に実態調査に着手するとともに、知的障害、精神障害を始め各々の障害特性を反映した調査項目と判定基準となるよう、大幅な見直し。
- 障害程度区分に応じたサービス提供の仕組みの在り方については、地域移行の推進、本人や家族の置かれている環境や意思を踏まえた選択、公平性やサービスの必要性等の視点から検討。
- その際、現に施設に入所している者については、希望すれば継続して利用できるよう対応。

自立支援医療制度の概要

○ 目的

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の3割の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担
(負担率: 国1/2、都道府県等1/2)

○ 対象者

- ・ 精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・ 更生医療 : 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)
- ・ 育成医療 : 身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)

○ 対象となる主な障害と治療例

- ・ 精神通院医療(精神疾患) : 向精神薬、精神科デイケア 等
- ・ 更生医療・育成医療 : 肢体不自由…関節拘縮→人工関節置換術
視覚障害…白内障→水晶体摘出術
内部障害…心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析

○ 実績(平成18年度)

	育成医療	更生医療	精神通院医療
・ 支給認定件数	47,386人	168,228人	1,174,857人
・ 交付実績額	1,606,948千円	8,109,393千円	60,721,704千円

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担( 部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円		低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 医療保険の自己負担限度額 負担上限額 10,000円		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
				育成医療の経過措置 負担上限額 40,200円		
			重 度 かつ 継 続(※)			
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上(重継)経過措置 負担上限額 20,000円	

※ 「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・ 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前(乳幼児期)

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中(学童期等)

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後(青壮年期)

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

厚生労働省における発達障害者支援施策

課 題	平成20年度施策
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	<p>①発達障害者支援体制整備事業(2.1億円) 発達障害者の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築</p> <p>②発達障害者支援センターの設置、運営(地域生活支援事業の内数) 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施</p> <p>新③子どもの心の診療拠点病院機構推進事業(母子保健医療対策等総合支援事業の内数) 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施。</p>
2 支援手法の開発	<p>④発達障害者支援開発事業(5.2億円) 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(全国20箇所程度)</p> <p>新⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業(43百万円) 地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立</p>
3 就労支援の推進	<p>⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進(85百万円) ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、きめ細かな就労支援を実施するとともに、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害に対する専門的な就労支援を効果的に実施</p> <p>⑦発達障害者就労支援者育成事業(12百万円) 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会実施</p> <p>⑧発達障害者に対する職業訓練の推進(106百万円) 一般の職業能力開発校において、発達障害者対象職業訓練コースを設置するモデル事業を実施し、職業訓練機会の充実を図る</p>
4 情報提供・普及啓発	<p>⑨発達障害情報センター(49百万円) 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を図る</p>
5 専門家の育成	<p>⑩発達障害研修事業(18百万円) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実</p>

差し替え

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移

